

金額一覧表

別表 1 (第 2 条関係)

補助の対処区分		区分	補助金額 (年額)
I	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定により保護を受けている世帯	第 1 子	308,000
		第 2 子	308,000
		第 3 子	308,000
II A	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯	第 1 子	272,000
		第 2 子	290,000
		第 3 子	308,000
II B	ひとり親世帯等に該当し、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯	第 1 子	308,000
		第 2 子	308,000
		第 3 子	308,000
III A	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	第 1 子	115,200
		第 2 子	211,000
		第 3 子	308,000
III B	ひとり親世帯等に該当し、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	第 1 子	217,000
		第 2 子	308,000
		第 3 子	308,000
IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	第 1 子	62,200
		第 2 子	185,000
		第 3 子	308,000
上記区分以外の世帯		第 1 子	—
		第 2 子	154,000
		第 3 子	308,000

別表1のひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯とします。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
※状況により戸籍のコピー等の提出
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
※身体障害者手帳のコピーの添付が必要です。
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
※療育手帳のコピーの添付が必要です。
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
※精神障害者保健福祉手帳のコピーの添付が必要です。
- ・特別児童扶養手当等の至急に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
※特別児童扶養手当証書のコピーの添付が必要です。
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
※国民年金・厚生年金保険年金証書のコピーの添付が必要です。
- ・その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者